

# 小学1年生から中学3年生までの通院医療費を助成しています

南部町では、子育て支援の一環として平成20年4月から、小学1年生から中学3年生までのお子さんの通院医療費を助成する制度が始まりました。病気やけがで病院に通院された場合にご利用ください。

## 対象者

南部町に住所のある小学1年生から中学3年生までの児童・生徒

## 助成の内容

平成20年4月1日以降に、病気やけがで通院し、医療費を支払ったとき、助成金の計算方法により計算した金額を申請者（保護者）の方に支給します。

※ 学校内や通学時などでけがをした場合、学校で加入している保険から医療費の返還がありますので、その制度を利用してください

※ 予防接種の費用や文書料などの実費は対象外です

## 申請方法

通院にかかった領収書等を添えて申請してください。2〜3か月分の領収書をまとめて申請することもあります。

※ 申請は医療を受けた日から2年間有効です

※ 入院にかかった医療費は対象外です

## 申請に必要なもの

- ① お子さんの氏名、診療日および保険診療のわかる領収書
  - ② お子さんの保険証
  - ③ 保護者の方の印鑑
  - ④ 保護者の方の口座番号のわかるもの（すでに役場に口座登録をされている方は不要です）
- 申請窓口**
- ・ 健康管理センターすこやか
  - ・ 天萬庁舎町民生活課

## ■ 助成金の計算方法

$$\text{助成金} = (\text{保険診療による自己負担額} - \text{一部負担金}) \div 2$$

※ 一部負担金は通院1回につき530円です。

（ただし、院外処方の薬代または同月同一機関に通院された場合の5回目以降については無料です）

※ 入院にかかった医療費は対象外です

※ 平成20年4月1日以降に受診した医療費が該当になります。

### 例えば・・・

- ・ ○○医院で2,800円を支払った場合（保険適用分／実費は除く）  
 $(2,800円 - 530円) \div 2 = 1,135円$  を町が助成します
- ・ △△薬局で1,000円を支払った場合（保険適用分／実費は除く）  
 $1,000円 \div 2 = 500円$  を町が助成します

## お問い合わせ先

健康福祉課（すこやか） TEL 66-5522、FAX 66-5523